

幸山政史の会 規約

第1条(名称・所在地)

本会は、「幸山政史の会」と称し、主たる事務所を熊本市におく。

第2条(目的)

本会は、自由と民主主義の理想を求め、熊本市の発展と市民生活の向上に尽力している、幸山政史の政治活動を後援することを本来の目的とし、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講演会・座談会等の開催
2. 会報等の発刊及び配布
3. 関係諸団体との連携
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条(会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 幹事 若干名 会計責任 1名 監事 2名

第6条(役員を選出及び任期)

1. 役員は総会において選出する。
2. 役員は任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条(会議)

1. 会長は、毎年1回の通常総会、その他必要に応じ臨時総会を招集する。
2. 会長は、必要に応じ役員会を招集する

第8条(経費)

本会の経費は、会費(年額 10,000 円～120,000 円)、寄付金、その他の収入をもって充当する。会費は一括又は12ヵ月分割納入とする。

第9条(会計年度及び会計監査)

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
2. 会計責任者は、年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

付則

本規約は、平成15年1月1日より実施する。